

いしかわ省エネ家電・機器購入応援キャンペーン 店舗募集要領

石川県では、電気料金の高止まりに伴う家計負担の軽減及び家庭における省エネの促進を目的として「いしかわ省エネ家電・機器購入応援キャンペーン」を実施します。

この要領では、本事業に参加する家電・機器の販売等を行う県内店舗の募集に当たり、必要な事項を定めます。

1 事業概要

事業主体	石川県（担当：生活環境部カーボンニュートラル推進課）
事業目的	電気料金の高止まりに伴う家計負担の軽減及び家庭における省エネの促進を図る。
事業名称	いしかわ省エネ家電・機器購入応援キャンペーン （以下「キャンペーン」という。）
事業内容	実施期間中、対象店舗において対象製品を購入（高効率給湯器にあつては対象製品について無償譲渡を約したリース契約を含む。以下、「購入等」という。）した者に対し、省エネ性能等に 応じたキャッシュレスポイント又は商品券（以下、「ポイント等」という。）を交付する。
対象者	対象製品を県内の住居に設置する石川県内の居住者（個人） ※法人・個人事業主は対象外とする。
事業期間	【購入対象期間】 令和8年3月から令和8年9月中旬まで ※上記期間中に対象店舗から対象製品を購入等し、キャンペーン事務局（近畿日本ツーリスト株式会社金沢支店内）に申請した場合に、ポイント等の交付対象となる。 【ポイント等交付申請受付期間】 令和8年3月から令和8年9月下旬まで ※購入対象期間・交付申請受付期間の詳細な日程については調整中であり、近日中に発表します。
ポイント等交付の対象となる製品	エアコン、冷蔵庫、テレビ、LED照明器具、高効率給湯器（エコキュート、エコジョーズ（ガス温水器）、ハイブリッド給湯器、エネファーム）のうち、統一省エネラベル等の省エネ性能について別途定める条件に合致するもの ※詳細については調整中であり、近日中に発表します。
ポイント等の額	エアコン（1万～2万円）、冷蔵庫（5千～2万ポイント）、テレビ（5千～1万ポイント）、LED照明器具（2千ポイント）、高効率給湯器（2万～4万ポイント）

	※詳細については調整中であり、近日中に発表します。
交付するポイント等の種類	(1) キャッシュレス決済サービスのポイント (選択制) (2) 商品券 (JCBギフトカード) ※詳細については調整中であり、近日中に発表します。

2 キャンペーン登録店舗となる要件について

キャンペーンの登録店舗となるための登録申請を行うに当たっては、次の(ア)から(カ)の要件を満たす必要があります。

【要件】

- (ア) 石川県内に所在する家電を販売（高効率給湯器にあつては対象製品について無償譲渡を約したリース契約を含む。以下、「販売等」という。）する実店舗（営業所等を含む。）であること。EC店舗等は対象外とする。
- (イ) 購入等した者の生活環境等に応じた家電製品・機器の選び方等についてアドバイスを行うとともに、統一省エネラベル等の環境性能等について適切に説明をすること。
- (ウ) キャンペーンの実施に必要な手続（広報宣伝、購入等した者への説明、申請の補助・助言等）を行うこと。
- (エ) キャンペーンに関して不正が疑われる状況等を覚知した場合には、速やかにキャンペーン事務局に報告すること。
- (オ) キャンペーンの実施に当たり、関連する法令、条例等（特定家庭用機器再商品化法・行政書士法等）を遵守すること。
- (カ) 購入等した者が、「うちエコ診断（WEB版）」を受診する際、必要に応じてサポートを行うこと。

3 キャンペーンの実施に当たり、参加店舗が実施する項目

2に定めるほか、キャンペーンの実施に当たり、登録店舗は以下の事務を行っていただきます。

【ポイント等の交付に関する手続き】

- (1) 購入対象期間中、対象製品を購入等した者に対して、以下の事項を実施してください。
 - ・身分証の提示等により、購入等した者が石川県民であることを確認する。
 - ・設置場所が石川県内の住居であることを確認の上、購入等した者にキャンペーンチケットを配付する。
 - ・当該購入等に係るレシート（または領収書および納品書等）に押印する等の方法により、キャンペーンチケットを配付したことが確認できるようにする。
- (2) ポイント等の交付申請は購入等した者本人がインターネット又は書面により行うものとしますが、購入等した者が申請に関してサポートを求めた場合は、店舗において適切に対応してください。
- (3) キャンペーンチケットを配付した製品の返品があった場合は、配布したキャンペ

ーンチケットを回収し、返品対応書、対象となる購入等した製品のレシート（または領収書および納品書等）・保証書のコピーとともにキャンペーン事務局にご提出ください。

【工事完了届等の写しのご提出のお願い】

- ・①エアコンのうち一部製品（三菱・霧ヶ峰、パナソニック・エオリア）、②LED照明器具、③高効率給湯器のうち、エコジョーズ（ガス温水器）とエネファームについては、Jクレジット制度への申請を予定しています。

このうち、設置工事が必要となるエアコン、エコジョーズ（ガス温水器）、エネファームについては、設置したことが確認できる書類（工事完了届など）が必要となりますので、キャンペーン事務局の求めに応じ、書類の写しのご提出をお願いいたします。

（月に1度ほどの頻度で依頼する予定です。）

【その他、キャンペーン登録店舗として必要な事務】

- （1）店舗登録後に送付するキャンペーン用のポスター、ステッカー等を来店者から見やすい場所に掲示する等、事業の周知に協力してください。
- （2）本事業の実施に係る苦情・紛争等が生じた場合は、自らその解決に努めるようにしてください。

4 キャンペーン登録店舗の登録申請方法について

（1）登録店舗登録申請の方法

- ・店舗登録申請期間中に、インターネットの専用サイト上で申請してください。

＜キャンペーン専用サイトURL＞

<https://shoenekaden2026.pref.ishikawa.lg.jp/>

- ・高効率給湯器のリース契約（契約期間後に無償譲渡されるものに限る。）を取り扱う店舗で当該リース契約を本キャンペーンの対象とすることを希望する店舗については、契約期間後に無償譲渡されることが確認できる書類（契約書や約款等の写し）を別途キャンペーン事務局に提出してください。

（2）登録・承認

登録申請のあった事業者について、キャンペーン事務局が適当と認める場合は登録店舗として登録します。

（3）申請に当たっての注意事項

- ・この募集要領をよくお読みいただき、事業内容をよくご理解の上、登録申請を行ってください。（やむを得ないと認められる場合を除き、店舗登録後の辞退はできません。）
- ・店舗登録申請は、インターネットによる手続を原則とします。

5 その他

- ・店舗登録後、キャンペーンの趣旨及び内容並びに登録店舗において行うべきこと等を説明するマニュアルを送付しますので、熟読の上、内容について十分に理解した上でキャンペーンに参加してください。また、不明点などがある場合は、下記

キャンペーン事務局に問い合わせる等により、確実に疑問を解消するようにしてください。

- 上記のキャンペーン専用サイトには、対象製品購入等した者向けのFAQ（よくある質問）を掲載しておりますので、適宜確認し、事業実施の参考としてください。

【いしかわ省エネ家電・機器購入応援キャンペーン事務局】

電話番号：(2月5日(木)～2月11日(水))

050-1809-2559

(2月12日(木)～)

076-216-7001

開設期間：令和8年2月5日(木)～令和8年10月31日(土)

※土・日・祝日も営業

対応時間：午前10時～午後6時